

2021年4月より義務化

# 同一労働同一賃金

会場参加定員

15名

Zoom 参加定員

50名

3名の社会保険労務士による直前対策セミナー

2019年4月から施行されている「働き方改革関連法」により、2021年4月より中小企業における「同一労働同一賃金」が義務化されます。  
本制度のもとでは正社員と非正規社員との間の不合理な待遇差が禁止され、非正規社員からの求めに応じた待遇差に関する説明が義務となり、企業側としては今後予測される非正規社員と正社員の不合理な待遇差をめぐるトラブルを避けるためにも、ルールにのっとった賃金制度や就業規則の見直しが必要となります。  
本セミナーでは「同一労働同一賃金」について、社会保険労務士有志による勉強会「土曜会」のメンバーを講師に迎え、直前対策として実施しなければならないポイントなどを分かりやすく説明致します。

## セミナーカリキュラム

- ① なぜ、同一労働同一賃金がもとめられているのか。
- ② 同一労働同一賃金対応のための取組手順はこうする。
- ③ 就業規則の見直しのポイントと注目される役割等級制度。
- ④ トークセッション（何から取り組むか）。

制度の背景にはじまり、様々な事例を活用し分かりやすくご説明致します。  
セミナー中はチャットでご質問もお受けいたします。  
是非ご参加ください。



【開催日】2021年2月19日(金) 14:00~16:00

【会場】宇部商工会議所2階 (宇部市松山町一丁目 16-18)

【講師】 特定社会保険労務士 上條 昭夫 氏  
 特定社会保険労務士 藤本 薫 氏  
 特定社会保険労務士 五百川 篤子 氏

Zoomで参加をご希望の方は  
宇部商工会議所ホームページより  
お申込みください。



QRコードを読み取れば  
スマホやタブレットからの  
アクセスも可能です

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため  
オンライン参加にご協力ください。

【参加費】無料

【定員】 ① 宇部商工会議所に来て参加 15名  
※定員になり次第締め切らせていただきます。  
 ② Zoomを使ったオンライン参加 50名

【お問合せ】 宇部商工会議所 中小企業相談所 (担当: 佐久間・田辺) TEL0836-31-0251

宇部商工会議所「同一労働同一賃金直前対応セミナー」申込書 FAX 0836-22-3470

※Zoomを使ったオンラインでの参加の方は宇部商工会議所 HP よりお申込みください。

事業所名		TEL	
参加者	<small>※新型コロナウイルス対策として事業所から1名の参加を上限とさせていただきます。</small>	役職	
従業員数	正社員 ___名・非正社員 ___名	業種	